

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

改正案

現行

<p>（指図行使すべき株主権等）</p> <p>第二十一条 法第十条第一項に規定する内閣府令で定める株主の権利は、会社法第百十六条第一項、第二百十条、第二百四十一条第二項、第二百四十七条、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項及び第八百六条第一項に基づく株主の権利並びに同法第八百二十八条第一項の規定に基づき同項第四号から第十二号までに掲げる行為の無効を主張する権利とする。</p> <p>2 令第十四条第一号に規定する内閣府令で定める投資主の権利は、法第百四十一条第一項、第百四十九条の三第一項、第百四十九条の八第一項、第百四十九条の十三第一項及び第八十四条第一項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利並びに法第八十八条の二十三第一項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）、第百四十二条第六項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び法第百五十条において準用する会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定に基づき同項第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。</p> <p>3 令第十四条第二号に規定する内閣府令で定める優先出資者の権利</p>	<p>（指図行使すべき株主権等）</p> <p>第二十一条 法第十条第一項に規定する内閣府令で定める株主の権利は、会社法第百十六条第一項、第二百十条、第二百四十一条第二項、第二百四十七条、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項及び第八百六条第一項に基づく株主の権利並びに同法第八百二十八条第一項の規定に基づき同項第四号から第十二号までに掲げる行為の無効を主張する権利とする。</p> <p>2 令第十四条第一号に規定する内閣府令で定める投資主の権利は、法第百四十一条第一項、第百四十九条の三第一項、第百四十九条の八第一項、第百四十九条の十三第一項及び第八十四条第一項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利並びに法第八十八条の二十三第一項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）、第百四十二条第六項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び法第百五十条において準用する会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定に基づき同項第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。</p> <p>3 令第十四条第二号に規定する内閣府令で定める優先出資者の権利</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十二条第五項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び同法第十四条第一項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利とする。

4 令第十四条第三号に規定する内閣府令で定める優先出資社員の特権は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第百五十三条第一項及び資産流動化法第四十二条第五項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利並びに資産流動化法第百十二条において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第百六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項第三号

二 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十四条第七項第二号

三 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十六条第五項四 法第七十三条第四項において準用する会社法第八十一条第三項第二号

五 法第七十三条第四項において準用する会社法第八十二条第三項

は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十二条第五項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び同法第十四条第一項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利とする。

4 令第十四条第三号に規定する内閣府令で定める優先出資社員の特権は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第百五十三条第一項及び資産流動化法第四十二条第五項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利並びに資産流動化法第百十二条において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第百六条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第六十七条第七項において準用する会社法第三十一条第二項第三号

二 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十四条第七項第二号

三 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十六条第五項四 法第七十三条第四項において準用する会社法第八十一条第三項第二号

五 法第七十三条第四項において準用する会社法第八十二条第三項

第二号

六 法第七十七条の三第三項において準用する会社法第二百二十五条第二項第二号

七 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第八十二条の二第二項第三号

八 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第八十二条の六第三項第三号

九 法第八十八条の五第二項において準用する会社法第二百五十二条第二項第二号

十 法第九十二条の二第五項

十一 法第九十四条第一項において準用する会社法第二百十条第七項第二号

十二 法第九十四条第一項において準用する会社法第二百十八条第四項第二号

十三 法第一百五十五条第一項において準用する会社法第三百七十一条第二項第二号

十四 法第一百五十五条の二第四項において準用する会社法第三百九十条第二項第二号

十五 法第二百二十八条の三第一項第二号

十六 法第三百二十二条第二項において準用する会社法第四百四十二条第三項第三号

第二項第二号

十七 法第三百二十九条の七において準用する会社法第六百八十四条

第二号

六 法第七十七条の三第三項において準用する会社法第二百二十五条第二項第二号

(新設)

(新設)

六の二 法第八十八条の五第二項において準用する会社法第二百五十二条第二項第二号

七 法第九十二条の二第五項

八 法第九十四条第一項において準用する会社法第二百十条第七項第二号

九 法第九十四条第一項において準用する会社法第二百十八条第四項第二号

十 法第一百五十五条第一項において準用する会社法第三百七十一条第二項第二号

十一 法第一百五十五条の二第四項において準用する会社法第三百九十条第二項第二号

十二 法第二百二十八条の三第一項第二号

十三 法第三百二十二条第二項において準用する会社法第四百四十二条第三項第三号

第二項第二号

十四 法第三百二十九条の七において準用する会社法第六百八十四条

- 十八 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三十一條第三項第二号
- 十九 法第百四十九条第二項第三号（法第百四十九条の六第二項、第百四十九条の十第三項、第百四十九条の十一第二項又は第百四十九條の十六第三項において準用する場合を含む。）
- 二十 法第百五十四条の三第二項において準用する会社法第三百七十一條第二項第二号

（投資主による責任追及等の訴えの提起の請求方法）

- 第百二十五條 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十条第四項、第八十八条の十七第四項、第百十六條、第百十九條第三項、第百二十七條第二項及び第百五十四條の七において準用する会社法第八百四十七條第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（投資法人が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）

- 第百二十六條 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十条第四項、第八十八条の十七第四項、第百十六條、第百十九條第三項、第百二十七條第二項及び第百五十四條の七において準用する会社法第八百四十七條第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げ

- 十五 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三十一條第三項第二号
- 十六 法第百四十九条第二項第三号（法第百四十九条の六第二項、第百四十九条の十第三項、第百四十九条の十一第二項又は第百四十九條の十六第三項において準用する場合を含む。）
- 十七 法第百五十四条の三第二項において準用する会社法第三百七十一條第二項第二号

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）

- 第百二十五條 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十条第四項、第百十六條、第百十九條第三項、第百二十七條第二項及び第百五十四條の七において準用する会社法第八百四十七條第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（訴えを提起しない理由の通知方法）

- 第百二十六條 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十条第四項、第百十六條、第百十九條第三項、第百二十七條第二項及び第百五十四條の七において準用する会社法第八百四十七條第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提

る事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 投資法人が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十四条第四項、第八十八条の十七第四項、第一百十六条、第一百九条第三項、第二百二十七条第二項及び第二百五十四条の七において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、法第

出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 投資法人が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 請求対象者（次に掲げる者のうち、法第七十五条第七項、第七十七条の二第六項、第八十四条第四項、第一百十六条、第一百九条第三項、第二百二十七条第二項及び第二百五十四条の七において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。）の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

イ 設立企画人

ロ 設立時執行役員及び設立時監督役員

ハ 役員等（法第一百五十五条の六第一項に規定する役員等をいう。第一百六十条第一項を除き、以下同じ。）

ニ 一般事務受託者

ホ 清算執行人及び清算監督人

ヘ 法第七十七条の二第三項の利益の供与を受けた者

ト 法第八十四条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項（第二号を除く。）の義務を負う募集投資口（法第八十二条第一項に規定する募集投資口をいう。以下同じ。）の引受人
チ 法第二百二十七条第一項の義務を負う投資口の払戻しを受けた者

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、前

七十五条第七項、第一百六条、第一百九条第三項及び第一百五十四条の七において準用する会社法第八百四十七条第一項の責任を追及する訴え、法第七十七条の二第三項の利益の返還を求める訴え又は法第二百二十七条第一項、法第八十四条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項（第二号を除く。）若しくは第二百十三条の二（第一項第二号を除く。）若しくは法第八十八条の十七第三項において準用する会社法第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）の規定による支払を求める訴えを提起しないときは、その理由

（投資口の併合に関する事前開示事項）

第三百三十一条の二 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第八十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次に掲げる事項その他の法第八十一条の二第二項において準用する会社法第八十条第二項第一号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

イ 投資口の併合をする投資法人に支配投資主（投資法人の計算に関する規則第六十二条第六号に規定する支配投資主をいう。

（がある場合には、当該投資法人の投資主（当該支配投資主を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）

ロ 法第八十八条の規定により一口に満たない端数の処理をする

号イからホまでに掲げる者の責任を追及する訴え、法第七十七条の二第三項の利益の返還を求める訴え又は法第二百二十七条第一項若しくは法第八十四条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項（第二号を除く。）の規定による支払を求める訴えを提起しないときは、その理由

（新設）

ことが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により投資主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

二 投資口の併合をする投資法人（清算投資法人（法第百五十条の三に規定する清算投資法人をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ 当該投資法人において最終営業期間（各営業期間（法第百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下同じ。）に係る計算書類（同項に規定する計算書類をいう。以下同じ。））、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書につき法第百三十一条第二項の承認を受けた場合における当該各営業期間のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）の末日（最終営業期間がない場合にあつては、当該投資法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（備置開始日（法第八十一条の二第二項において準用する会社法第百八十二条の二第一項第一号に規定する日）をいう。次号において同じ。）後投資口の併合がその効力を生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 当該投資法人において最終営業期間がないときは、当該投資法人の成立の日における貸借対照表

三 備置開始日後投資口の併合がその効力を生ずる日までの間に、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(投資口の併合に関する事後開示事項)

第三百三十一条の三 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第八十二条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 投資口の併合が効力を生じた日
- 二 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第八十二条の三の規定による請求に係る手続の経過
- 三 法第八十八条の規定による手続の経過
- 四 投資口の併合が効力を生じた時における発行済投資口の総口数
- 五 前各号に掲げるもののほか、投資口の併合に関する重要な事項

(投資口の分割の通知)

第三百三十三条 法第八十一条の四第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該投資法人の営業期間とし、当該営業期間が六月を超える投資法人にあつては、六月とする。

2 法第八十一条の四第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第八十一条の四第二項第三号に規定する投資主に対し、前項の期間中になされた投資口の分割により生じた投資口の口数の一

(新設)

(投資口の分割の通知)

第三百三十三条 法第八十一条の四第三項に規定する内閣府令で定める期間は、当該投資法人の営業期間(法第二百二十九条第一項に規定する営業期間をいう。以下同じ。)とし、当該営業期間が六月を超える投資法人にあつては、六月とする。

2 法第八十一条の四第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第八十一条の四第二項第三号に規定する投資主に対し、前項の期間中になされた投資口の分割により生じた投資口の口数の一

口に満たない端数の部分に相当するものとして交付されるべき金
銭の額

二 前条第三号に掲げる事項を規約で定めた投資法人にあっては、
前号の投資主が前項の期間中に取得した投資口の総口数並びに当
該投資口の発行の日及び払込金額（法第八十二条第一項第二号に
規定する払込金額をいう。次条において同じ。）

三 第一号の投資主が前項の期間の末日において保有する投資口の
総口数

（払込金額の公示の方法）

第三百三十四条 法第八十二条第四項の規定による払込金額の公示は、
当該払込金額が適用される募集投資口（法第八十二条第一項に規定
する募集投資口をいう。以下同じ。）と引換えにする金銭の払込み
の期日の前日までに、次の各号のいずれかの方法により行わなけれ
ばならない。

一 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙
への掲載

二 募集投資口を引き受ける者の募集に関する事務を行うすべての
一般事務受託者の営業所における揭示

2 前項の払込金額の公示は、当該払込金額が適用される募集投資口
と引換えにする金銭の払込みの期日を明示してしなければならない
。

口に満たない端数の部分に相当するものとして交付されるべき金
銭の額

二 前条第三号に掲げる事項を規約で定めた投資法人にあっては、
前号の投資主が前項の期間中に取得した投資口の総口数並びに当
該投資口の発行の日及び払込金額（法第八十二条第一項第二号に
規定する払込金額をいう。次条において同じ。）

三 第一号の投資主が前項の期間の末日において保有する投資口の
総口数

（払込金額の公示の方法）

第三百三十四条 法第八十二条第四項の規定による払込金額の公示は、
当該払込金額が適用される募集投資口と引換えにする金銭の払込み
の期日の前日までに、次の各号のいずれかの方法により行わなけれ
ばならない。

一 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙
への掲載

二 募集投資口を引き受ける者の募集に関する事務を行うすべての
一般事務受託者の営業所における揭示

2 前項の払込金額の公示は、当該払込金額が適用される募集投資口
と引換えにする金銭の払込みの期日を明示してしなければならない
。

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第三百三十七条 法第八十三条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、投資法人が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

- 一 当該投資法人が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合
- 二 当該投資法人が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合

(出資の履行の仮装に関して責任をとるべき執行役員等)

第三百三十七条の二 法第八十四条第一項において準用する会社法第二百十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 出資の履行(法第八十四条第一項において準用する会社法第二百八条第三項に規定する出資の履行をいう。次号において同じ。

(の仮装に関する職務を行った執行役員)

- 二 出資の履行の仮装が役員会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該役員会の決議に賛成した執行役員及び監督役員

ロ 当該役員会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した執行役員

(申込みをしようとする者に対して通知を要しない場合)

第三百三十七条 法第八十三条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、投資法人が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

- 一 当該投資法人が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合
- 二 当該投資法人が外国の法令に基づき目論見書その他これに相当する書面その他の資料を提供している場合

(新設)

(新投資口予約権に係る払込みの仮装に関して責任をとるべき執行役員等)

第三百三十九条の三 法第八十八条の十七第三項において準用する会社法第二百八十六条の三第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 払込み(法第八十八条の十七第三項において準用する会社法第二百八十六条の二第一項第二号の払込みをいう。次号において同じ。)の仮装に関する職務を行った執行役員

二 払込みの仮装が役員会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該役員会の決議に賛成した執行役員及び監督役員

ロ 当該役員会に当該払込みの仮装に関する議案を提案した執行役員

(新投資口予約権の行使により投資口に端数が生ずる場合)

第三百三十九条の四 法第八十八条の十九第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する投資口の価格とする方法とする。

一 新投資口予約権の行使の日(以下この条において「行使日」という。)(における当該投資口を取引する市場における最終の価格

(当該行使日に売買取引がない場合又は当該行使日が当該市場の休業日に当たる場合)あつては、その後最初になされた売買取引の成立価格)

(新設)

(新投資口予約権の行使により投資口に端数が生ずる場合)

第三百三十九条の三 法第八十八条の十九第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する投資口の価格とする方法とする。

一 新投資口予約権の行使の日(以下この条において「行使日」という。)(における当該投資口を取引する市場における最終の価格

(当該行使日に売買取引がない場合又は当該行使日が当該市場の休業日に当たる場合)あつては、その後最初になされた売買取引の成立価格)

二 行使日において当該投資口が公開買付け等（金融商品取引法第二十七条の二第六項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。第二百四条第一項第二号において同じ。）の対象であるときは、当該行使日における当該公開買付け等に係る契約における当該投資口の価格

（招集の決定事項）

第四百四十条 法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（規約に第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）とする。

一 法第九十条の二第一項第一号に規定する投資主総会の場所が過去に開催した投資主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由

イ 当該場所が規約で定められたものである場合

ロ 当該場所で開催することについて投資主総会に出席しない投資主全員の同意がある場合

二 第四百二十二条から第五十四条までの規定により投資主総会参考書類（法第九十一条第四項に規定する投資主総会参考書類をいう。以下同じ。）に記載すべき事項（第四百二十二条の二第三号、第四百十九号第三号及び第四号並びに第五百十号第三号に掲げる

二 行使日において当該投資口が公開買付け等（金融商品取引法第二十七条の二第六項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。第二百四条第一項第二号において同じ。）の対象であるときは、当該行使日における当該公開買付け等に係る契約における当該投資口の価格

（招集の決定事項）

第四百四十条 法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（規約に第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）とする。

一 法第九十条の二第一項第一号に規定する投資主総会の場所が過去に開催した投資主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由

イ 当該場所が規約で定められたものである場合

ロ 当該場所で開催することについて投資主総会に出席しない投資主全員の同意がある場合

二 第四百二十二条から第五十四条までの規定により投資主総会参考書類（法第九十一条第四項に規定する投資主総会参考書類をいう。以下同じ。）に記載すべき事項（第四百十九号第三号及び第四号並びに第五百十号第三号に掲げる事項を除く。）

事項を除く。)

三 特定の時（投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項本文の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

四 第五十四条第一項の措置をとることにより投資主に対して提供する投資主総会参考書類に記載しないものとする事項

五 第五十五条第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

六 一の投資主が同一の議案につき法第九十二条第一項（法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めた場合にあつては、法第九十二条第一項又は第九十二条の二第一項）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該投資主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

七 法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

イ 特定の時（投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項本文の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ロ 法第九十一条第二項の承諾をした投資主の請求があつた時に当該投資主に対して同条第四項の規定による議決権行使書面（

三 特定の時（投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項本文の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

四 第五十四条第一項の措置をとることにより投資主に対して提供する投資主総会参考書類に記載しないものとする事項

五 第五十五条第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

六 一の投資主が同一の議案につき法第九十二条第一項（法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めた場合にあつては、法第九十二条第一項又は第九十二条の二第一項）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該投資主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

七 法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

イ 特定の時（投資主総会の日時以前の時であつて、法第九十一条第一項本文の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ロ 法第九十一条第二項の承諾をした投資主の請求があつた時に当該投資主に対して同条第四項の規定による議決権行使書面（

同項に規定する議決権行使書面をいう。第一百五十五条において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第九十一条第五項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

八 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十条第一項の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（規約に当該事項についての定めがある場合を除く。）は、その事項

九 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十三条第二項の規定による通知の方法を定めるとき（規約に当該通知の方法についての定めがある場合を除く。）は、その方法

（投資口の併合に関する議案）

第四百四十二条の二 執行役員が投資口の併合に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 当該投資口の併合を行う理由
- 二 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第八十条第二項第一号及び第二号に掲げる事項の内容
- 三 法第九十条の二第一項の決定をした日における第二百三十一条の二第一号及び第二号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容

の概要

同項に規定する議決権行使書面をいう。第一百五十五条において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第九十一条第五項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

八 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十条第一項の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（規約に当該事項についての定めがある場合を除く。）は、その事項

九 法第九十四条第一項において準用する会社法第三百十三条第二項の規定による通知の方法を定めるとき（規約に当該通知の方法についての定めがある場合を除く。）は、その方法

（新設）

(会計監査人の選任に関する議案)

第百四十五条 執行役員が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しななければならない。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 候補者が公認会計士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴

ロ 候補者が監査法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革

二 就任の承諾を得ていないときは、その旨

三 法第百七条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

四 候補者と当該投資法人との間で法第百十五条の六第十二項において準用する会社法第百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

五 当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

六 当該候補者が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該投資法人が投資主総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項

(会計監査人の選任に関する議案)

第百四十五条 執行役員が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しななければならない。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 候補者が公認会計士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴

ロ 候補者が監査法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革

二 就任の承諾を得ていないときは、その旨

三 法第百七条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

(新設)

四 当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

五 当該候補者が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該投資法人が投資主総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項

七 当該候補者が次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるものから多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬、賞与その他の職務執行の対価として投資法人から受ける財産上の利益及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、その内容

イ 当該投資法人に親法人（法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。ロにおいて同じ。）がある場合 当該投資法人、当該親法人又は当該親法人の子法人（当該投資法人を除く。）

ロ 当該投資法人に親法人がない場合 当該投資法人又は当該投資法人の子法人

（責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等）

第四百四十八条の二 次の各号に掲げる場合において、執行役員が法第百十五条の六第六項（同条第十一項又は第十二項において読み替えて準用する会社法第四百二十七条第五項において読み替えて含む。）に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、投資主総会参考書類には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等（法第百十五条の六第一項に規定する役員等をいう。第百六

六 当該候補者が当該投資法人、その親法人（法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該親法人（当該投資法人に親法人がない場合にあつては、当該投資法人）の子法人（当該投資法人を除く。）から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬、賞与その他の職務執行の対価として投資法人から受ける財産上の利益及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、その内容

（新設）

（新設）

（責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等）

第四百四十八条の二 次の各号に掲げる場合において、執行役員が法第百十五条の六第六項（同条第十一項又は第十二項において読み替えて準用する会社法第四百二十七条第五項において読み替えて含む。）に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、投資主総会参考書類には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等に与える第百六十八条に規定する財産上の利益の内容を記載

十条第一項及び第二百四十四条を除き、以下同じ。）に与える第六十八条に規定する財産上の利益の内容を記載しなければならない。

一 法第百十五条の六第三項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合

二 法第百十五条の六第七項の規定により定めた規約に基づき役員等の責任を免除した場合

三 法第百十五条の六第十二項において読み替えて準用する会社法第四百二十七条第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について会計監査人が損害を賠償する責任を負わないとされた場合

(投資主提案の場合における記載事項)

第百五十三条 議案が投資主の提出に係るものである場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項(第三号から第五号までに掲げる事項が投資主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合)(投資法人がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。)にあつては、当該事項の概要)を記載しなければならない。

一 議案が投資主の提出に係るものである旨

二 議案に対する役員会の意見があるときは、その意見の内容

三 投資主が法第九十四条第一項において準用する会社法第三百五

しなければならない。

一 法第百十五条の六第三項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合

二 法第百十五条の六第七項の規定により定めた規約に基づき役員等の責任を免除した場合

三 法第百十五条の六第十二項において読み替えて準用する会社法第四百二十七条第一項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について会計監査人が損害を賠償する責任を負わないとされた場合

(投資主提案の場合における記載事項)

第百五十三条 議案が投資主の提出に係るものである場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項(第三号又は第四号に掲げる事項が投資主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合)(投資法人がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。)にあつては、当該事項の概要)を記載しなければならない。

一 議案が投資主の提出に係るものである旨

二 議案に対する役員会の意見があるときは、その意見の内容

三 投資主が法第九十四条第一項において準用する会社法第三百五

条第一項本文の規定による請求に際して提案の理由（当該提案の理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名譽を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合における当該提案の理由を除く。）を投資法人に対して通知したときは、その理由

四 議案が次のイから八までに掲げる者の選任に関するものである場合において、投資主が法第九十四条第一項において準用する会社法第三百五条第一項本文の規定による請求に際して当該イから八までに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を投資法人に対して通知したときは、その内容

- イ 執行役員 第四百三十三条に規定する事項
- ロ 監督役員 第四百四十四条に規定する事項
- ハ 会計監査人 第四百四十五条に規定する事項

五 議案が投資口の併合に関するものである場合において、投資主が法第九十四条第一項において準用する会社法第三百五条第一項本文の規定による請求に際して第四百二十二条の二に規定する事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を投資法人に対して通知したときは、その内容

- 2 二以上の投資主から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、投資主総会参考書類には、その議案及びこれに対する役員会の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、二以上の投資主から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならぬ。
- 3 二以上の投資主から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場

条第一項本文の規定による請求に際して提案の理由（当該提案の理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名譽を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合における当該提案の理由を除く。）を投資法人に対して通知したときは、その理由

四 議案が次のイから八までに掲げる者の選任に関するものである場合において、投資主が法第九十四条第一項において準用する会社法第三百五条第一項本文の規定による請求に際して当該イから八までに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を投資法人に対して通知したときは、その内容

- イ 執行役員 第四百三十三条に規定する事項
 - ロ 監督役員 第四百四十四条に規定する事項
 - ハ 会計監査人 第四百四十五条に規定する事項
- （新設）

- 2 二以上の投資主から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、投資主総会参考書類には、その議案及びこれに対する役員会の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、二以上の投資主から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならぬ。
- 3 二以上の投資主から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場

合には、投資主総会参考書類には、その提案の理由は、各別に記載することを要しない。

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第一百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を発出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置(第一百四十四条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。))を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。))をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

一 議案

二 投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二十五号まで、第七十四条第一号から第四号まで(会計監査人に係るものを除く。))及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三 次項の規定により投資主総会参考書類に記載すべき事項

合には、投資主総会参考書類には、その提案の理由は、各別に記載することを要しない。

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第一百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を発出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置(第一百四十四条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。))を使用する方法によって行われるものに限る。))をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

一 議案

二 投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二十五号まで、第七十四条第一号から第四号まで(会計監査人に係るものを除く。))及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三 次項の規定により投資主総会参考書類に記載すべき事項

四 投資主総会参考書類に記載すべき事項（前各号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監督役員が異議を述べている場合における当該事項

- 2 前項の場合には、投資主に対して提供する投資主総会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければならない。
- 3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

（補欠の役員の選任）

第六十三条 法第九十六条第二項において準用する会社法第三百二十九条第三項の規定による補欠の役員の選任については、この条の定めるところによる。

- 2 法第九十六条第二項において準用する会社法第三百二十九条第三項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - 一 当該候補者が補欠の役員である旨

四 投資主総会参考書類に記載すべき事項（前二号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監督役員が異議を述べている場合における当該事項

- 2 前項の場合には、投資主に対して提供する投資主総会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければならない。
- （新設）

（補欠の役員の選任）

第六十三条 法第九十六条第二項において準用する会社法第三百二十九条第二項の規定による補欠の役員の選任については、この条の定めるところによる。

- 2 法第九十六条第二項において準用する会社法第三百二十九条第二項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - 一 当該候補者が補欠の役員である旨

二 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名

三 同一の役員（二以上の役員の補欠として選任した場合にあつては、当該二以上の役員）につき二人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位

四 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

3 補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、規約に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する投資主総会の開始の時までとする。ただし、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

（吸収合併消滅法人の事前開示事項）

第九十三条 法第四十九条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 合併対価の相当性に関する事項

二 合併対価について参考となるべき事項

二の二 吸収合併に係る新投資口予約権の定めに関する事項

三 計算書類等に関する事項

四 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続法人の債務（法第四十九条の四第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）

二 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名

三 同一の役員（二以上の役員の補欠として選任した場合にあつては、当該二以上の役員）につき二人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位

四 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

3 補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、規約に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する投資主総会の開始の時までとする。ただし、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

（吸収合併消滅法人の事前開示事項）

第九十三条 法第四十九条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 合併対価の相当性に関する事項

二 合併対価について参考となるべき事項

二の二 吸収合併に係る新投資口予約権の定めに関する事項

三 計算書類等に関する事項

四 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続法人の債務（法第四十九条の四第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）

の履行の見込みに関する事項

- 五 吸収合併契約等備置開始日（法第百四十九条第一項各号に掲げる日のいずれか早い日をいう。第五項において同じ。）後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
- 2 この条において「合併対価」とは、吸収合併存続法人が吸収合併に際して吸収合併消滅法人の投資主に対してその投資口に代えて交付する当該吸収合併存続法人の投資口又は金銭をいう。
- 3 第一項第一号に規定する「合併対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他法第百四十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。
 - 一 合併対価の総計（投資口の総数及び金銭の総額をいう。）の相当性に関する事項
 - 二 吸収合併存続法人と吸収合併消滅法人とが共通支配下関係（投資法人の計算に関する規則第二條第二項第四号に規定する共通支配下関係をいう。以下この号において同じ。）にあるときは、当該吸収合併消滅法人の投資主（当該吸収合併消滅法人と共通支配下関係にある投資主を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）
 - 三 合併対価として金銭を選択した場合にあつては、その理由
- 4 第一項第二号に規定する「合併対価について参考となるべき事項」とは、次に掲げる事項その他これに準ずる事項（法第百四十九条第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一

の履行の見込みに関する事項

- 五 吸収合併契約等備置開始日（法第百四十九条第一項各号に掲げる日のいずれか早い日をいう。第五項において同じ。）後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
- 2 この条において「合併対価」とは、吸収合併存続法人が吸収合併に際して吸収合併消滅法人の投資主に対してその投資口に代えて交付する当該吸収合併存続法人の投資口又は金銭をいう。
- 3 第一項第一号に規定する「合併対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他法第百四十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。
 - 一 合併対価の総計（投資口の総数及び金銭の総額をいう。）の相当性に関する事項
 - 二 吸収合併存続法人と吸収合併消滅法人とが共通支配下関係（投資法人の計算に関する規則第二條第二項第四号に規定する共通支配下関係をいう。以下この号において同じ。）にあるときは、当該吸収合併消滅法人の投資主（当該吸収合併消滅法人と共通支配下関係にある投資主を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）
 - 三 合併対価として金銭を選択した場合にあつては、その理由
- 4 第一項第二号に規定する「合併対価について参考となるべき事項」とは、次に掲げる事項その他これに準ずる事項（法第百四十九条第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一

部の記載又は記録をしないことにつき吸収合併消滅法人の総投資主の同意がある場合にあつては、当該同意があつたものを除く。）とする。

一 当該吸収合併存続法人の規約の定め

二 次に掲げる事項その他の合併対価として交付される投資口の換価の方法に関する事項

イ 当該投資口を取引する市場

ロ 当該投資口の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

三 合併対価として交付される投資口に市場価格があるときは、その価格に関する事項

5 第一項第二号の二に規定する「吸収合併に係る新投資口予約権の定め」の相当性に関する事項」とは、法第四百七条第一項第四号に掲げる事項についての定め」の相当性に関する事項とする。

6 第一項第三号に規定する「計算書類等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併存続法人についての次に掲げる事項

イ 最終営業期間に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書（最終営業期間がない場合にあつては、吸収合併存続法人の成立の日における貸借対照表）の内容

部の記載又は記録をしないことにつき吸収合併消滅法人の総投資主の同意がある場合にあつては、当該同意があつたものを除く。）とする。

一 当該吸収合併存続法人の規約の定め

二 次に掲げる事項その他の合併対価として交付される投資口の換価の方法に関する事項

イ 当該投資口を取引する市場

ロ 当該投資口の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

三 合併対価として交付される投資口に市場価格があるときは、その価格に関する事項

5 第一項第二号の二に規定する「吸収合併に係る新投資口予約権の定め」の相当性に関する事項」とは、法第四百七条第一項第四号に掲げる事項についての定め」の相当性に関する事項とする。

6 第一項第三号に規定する「計算書類等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併存続法人についての次に掲げる事項

イ 最終営業期間（各営業期間に係る計算書類（法第二百二十九条第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。））、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書につき法第三百三十一条第二項の承認を受けた場合における当該各営業期間のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書（最終営業期間がない場合にあつては、吸収合併存続法人の成立の日における

ロ 最終営業期間の末日（最終営業期間がない場合にあつては、吸収合併存続法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）

二 吸収合併消滅法人についての次に掲げる事項

イ 吸収合併消滅法人において最終営業期間の末日（最終営業期間がない場合にあつては、吸収合併消滅法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 吸収合併消滅法人において最終営業期間がないときは、吸収合併消滅法人の成立の日における貸借対照表

（吸収合併存続法人の事後開示事項）

第百九十五条 法第百四十九条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

貸借対照表）の内容

ロ 最終営業期間の末日（最終営業期間がない場合にあつては、吸収合併存続法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）

二 吸収合併消滅法人についての次に掲げる事項

イ 吸収合併消滅法人において最終営業期間の末日（最終営業期間がない場合にあつては、吸収合併消滅法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 吸収合併消滅法人において最終営業期間がないときは、吸収合併消滅法人の成立の日における貸借対照表

（吸収合併存続法人の事後開示事項）

第百九十五条 法第百四十九条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

-
- 一 吸収合併が効力を生じた日
 - 二 吸収合併消滅法人における次に掲げる事項
 - イ 法第百四十九条の三及び第百四十九条の三の二の規定並びに法第百四十九条の四の規定による手続の経過
 - ロ 法第百五十条において準用する会社法第七百八十四条の二の規定による請求に係る手続の経過
 - 三 吸収合併存続法人における次に掲げる事項
 - イ 法第百四十九条の八の規定及び法第百四十九条の九において準用する法第百四十九条の四の規定による手続の経過
 - ロ 法第百五十条において準用する会社法第七百九十六条の二の規定による請求に係る手続の経過
 - 四 吸収合併により吸収合併消滅法人が吸収合併消滅法人から承継した重要な権利義務に関する事項
 - 五 法第百四十九条第一項の規定により吸収合併消滅法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）
 - 六 法第百六十九条第一項の変更の登記をした日
 - 七 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項
- （新設合併設立法人の作成事項）
- 第百九十七条 法第百四十九条の十六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 新設合併が効力を生じた日
-

- 一 吸収合併が効力を生じた日
 - 二 吸収合併消滅法人における法第百四十九条の三及び第百四十九条の三の二の規定並びに法第百四十九条の四の規定による手続の経過
 - 三 吸収合併存続法人における法第百四十九条の八の規定及び法第百四十九条の九において準用する法第百四十九条の四の規定による手続の経過
 - 四 吸収合併により吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人から承継した重要な権利義務に関する事項
 - 五 法第百四十九条第一項の規定により吸収合併消滅法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）
 - 六 法第百六十九条第一項の変更の登記をした日
 - 七 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項
- （新設合併設立法人の作成事項）
- 第百九十七条 法第百四十九条の十六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 新設合併が効力を生じた日
-

二 法第百四十九条の十三及び第百四十九条の十三の二の規定並びに法第百四十九条の十四において準用する法第百四十九条の四の規定による手続の経過

三 法第百五十条において準用する会社法第八百五条の二の規定による請求に係る手続の経過

四 新設合併により新設合併設立法人が新設合併消滅法人から承継した重要な権利義務に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)

第二百条 法第百五十一条第六項において準用する法第百条第六号に規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 第百六十四条各号に掲げる者

二 当該清算投資法人の清算執行人の親族

三 当該清算投資法人の設立企画人、設立企画人たる法人の役員(過去二年以内に役員であつた者を含む。)、執行役員及び清算執行人が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの(法第百五十一条第六項において準用する法第百条第三号に該当する者を除く。)

四 当該清算投資法人の清算執行人から継続的な報酬を受けている

二 法第百四十九条の十三及び第百四十九条の十三の二の規定並びに法第百四十九条の十四において準用する法第百四十九条の四の規定による手続の経過

(新設)

三 新設合併により新設合併設立法人が新設合併消滅法人から承継した重要な権利義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者)

第二百条 法第百五十一条第六項において準用する法第百条第六号に規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 第百六十四条各号に掲げる者

二 当該清算投資法人(法第百五十条の三に規定する清算投資法人をいう。以下同じ。)の清算執行人の親族

三 当該清算投資法人の設立企画人、設立企画人たる法人の役員(過去二年以内に役員であつた者を含む。)、執行役員及び清算執行人が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であつたもの(法第百五十一条第六項において準用する法第百条第三号に該当する者を除く。)

四 当該清算投資法人の清算執行人から継続的な報酬を受けている

者

五 当該清算投資法人の清算執行人から無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与を受けている者

六 当該清算投資法人の設立企画人たる法人の役員又は過去二年以内に役員であった者、執行役員及び清算執行人が、その取締役、執行役若しくはその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めている法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの

七 当該清算投資法人の清算執行人が、その役員であり若しくは過去二年以内に役員であった法人若しくはその子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの（前号又は法第五十一条第六項において準用する法第百条第三号に該当する者を除く。）

八 当該清算投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの

九 第三号から前号までのいずれかに該当する者の配偶者

（債権者集会の招集の決定事項）

第二百六条 法第六十四条第四項において準用する会社法第五百四

者

五 当該清算投資法人の清算執行人から無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与を受けている者

六 当該清算投資法人の設立企画人たる法人の役員又は過去二年以内に役員であった者、執行役員及び清算執行人が、その取締役、執行役若しくはその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めている法人の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの

七 当該清算投資法人の清算執行人が、その役員であり若しくは過去二年以内に役員であった法人若しくはその子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの（前号又は法第五十一条第六項において準用する法第百条第三号に該当する者を除く。）

八 当該清算投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの

九 第三号から前号までのいずれかに該当する者の配偶者

（債権者集会の招集の決定事項）

第二百六条 法第六十四条第四項において準用する会社法第五百四

十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次条の規定により債権者集会参考書類（法第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十条第一項に規定する債権者集会参考書類をいう。以下同じ。）に記載すべき事項（次条第一項第一号に掲げる事項を除く。）

二 書面による議決権の行使の期限（債権者集会（法第六百六十四条第四項において準用する会社法第二編第九章第二節第八款の規定の適用のある債権者の集会をいう。以下同じ。）の日時以前の時であつて、同項において準用する会社法第五百四十九条第一項の規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

三 一の協定債権者（法第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百七条第一項に規定する協定債権者をいう。以下同じ。）が同一の議案につき法第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十六條第一項（法第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めた場合にあつては、法第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十六條第一項又は第五百五十七條第一項）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該協定債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次条の規定により債権者集会参考書類（法第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十条第一項に規定する債権者集会参考書類をいう。以下同じ。）に記載すべき事項（次条第一項第一号に掲げる事項を除く。）

二 書面による議決権の行使の期限（債権者集会（法第六百六十四条第四項において準用する会社法第二編第九章第二節第八款の規定の適用のある債権者の集会をいう。以下同じ。）の日時以前の時であつて、同項において準用する会社法第五百四十九条第一項の規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

三 一の協定債権者が同一の議案につき法第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十六條第一項（法第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めた場合にあつては、法第六百六十四条第四項において準用する会社法第五百五十六條第一項又は第五百五十七條第一項）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該協定債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

四 第二百八条第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

五 法第六十四條第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（債権者集会の日時以前の時であつて、法第六十四條第四項において準用する会社法第五百四十九條第一項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

ロ 法第六十四條第四項において準用する会社法第五百四十九條第二項の承諾をした協定債権者の請求があつた時に当該協定債権者に対して法第六十四條第四項において準用する会社法第五百五十條第一項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。第二百八条において同じ。）の交付（当該交付に代へて行う法第六十四條第四項において準用する会社法第五百五十條第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

（投資主による責任追及の訴えの提起の請求方法）

第二百四十九條 法第二百四條第三項において準用する会社法第八百四十七條第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とす

四 第二百八条第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

五 法第六十四條第四項において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（債権者集会の日時以前の時であつて、法第六十四條第四項において準用する会社法第五百四十九條第一項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

ロ 法第六十四條第四項において準用する会社法第五百四十九條第二項の承諾をした協定債権者（法第六十四條第四項において準用する会社法第五百十七條第一項に規定する協定債権者をいう。以下同じ。）の請求があつた時に当該協定債権者に対して法第六十四條第四項において準用する会社法第五百五十條第一項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。第二百八条において同じ。）の交付（当該交付に代へて行う法第六十四條第四項において準用する会社法第五百五十條第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

（責任追及の訴えの提起の請求方法）

第二百四十九條 法第二百四條第三項において準用する会社法第八百四十七條第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とす

る。

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(投資法人が責任追及の訴えを提起しない理由の通知方法)

第二百五十条 法第二百四十三条第三項において準用する会社法第八百四十七條第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 投資法人が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。)
- 二 法第二百四十三条第三項において準用する会社法第八百四十七條第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由
- 三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、当該者の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

(委託者非指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為)

第二百七十一条 法第二百二十三條の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次

る。

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第二百五十条 法第二百四十三条第三項において準用する会社法第八百四十七條第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 投資法人が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。)
- 二 請求対象者(資産運用会社のうち、法第二百四十三条第三項において準用する会社法第八百四十七條第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。)の責任又は義務の有無についての判断及びその理由
- 三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、当該者の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

(委託者非指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為)

第二百七十一条 法第二百二十三條の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次

に掲げる行為とする。

一 自己の監査役（監査等委員会設置会社にあつては会社法第二百九十九条の二第二項に規定する監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては同法第四百条第四項に規定する監査委員）、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（第二百六十九条各号に掲げる行為を除く。）。

二 自己又は第三者の利益を図るため、受益者の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

三 第三者の利益を図るため、その行う信託財産の運用に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと（法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第三号及び法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第三号に掲げる行為を除く。）。

四 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと。

五 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作爲的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

に掲げる行為とする。

一 自己の監査役（委員会設置会社にあつては、会社法第四百条第四項に規定する監査委員）、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（第二百六十九条各号に掲げる行為を除く。）。

二 自己又は第三者の利益を図るため、受益者の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

三 第三者の利益を図るため、その行う信託財産の運用に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと（法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第三号及び法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第三号に掲げる行為を除く。）。

四 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと。

五 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作爲的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

六 第三者の代理人となつて当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（登録金融機関業務又は宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業として当該第三者を代理して行うもの並びにあらかじめ個別の取引ごとに全ての受益者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除く。）。

七 信託財産の運用に関し、取引の申込みを行った後で信託財産を特定すること。

八 信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ信託会社等が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合にあつては、当該選択権付債券売買の契約が解除される取引をいう。以下同じ。）を含む。）又は商品投資等取引を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。

九 信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ信託会社等が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを

六 第三者の代理人となつて当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（登録金融機関業務又は宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業として当該第三者を代理して行うもの並びにあらかじめ個別の取引ごとに全ての受益者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除く。）。

七 信託財産の運用に関し、取引の申込みを行った後で信託財産を特定すること。

八 信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ信託会社等が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合にあつては、当該選択権付債券売買の契約が解除される取引をいう。以下同じ。）を含む。）又は商品投資等取引を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。

九 信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ信託会社等が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを

内容とした運用を行うこと。

2 前項（第八号及び第九号に係る部分に限る。）の規定は、信託財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の私募により行われている場合（当該受益証券を取得することを目的とする他の信託財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の募集により行われている場合を除く。）には、適用しない。

内容とした運用を行うこと。

2 前項（第八号及び第九号に係る部分に限る。）の規定は、信託財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の私募により行われている場合（当該受益証券を取得することを目的とする他の信託財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の募集により行われている場合を除く。）には、適用しない。